

## 短時間労働者の社会保険の加入拡大が行われると・・・

- 社会保険（厚生年金・健康保険）の加入する要件をわかりやすくし、**自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなります。**
- 将来の年金の増額など、**働くことで手厚い保障を受けられる方が増えます。**

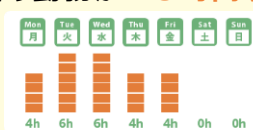
### 現在の 短時間労働者 加入要件

勤め先や賃金によって、社会保険に加入するかどうか異なります

#### 50人超企業等



#### ✓ 週の勤務が20時間以上



※残業時間は原則、含みません。

#### ✓ 給与が月額88,000円以上



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

※学生は対象外です

### 見直し後

週20時間以上働けば、勤め先にかかわらず社会保険に加入します

加入要件が  
シンプルに！

#### 50人超企業等



#### ✓ 週の勤務が20時間以上



※残業時間は原則、含みません。

#### ✓ 給与が月額88,000円以上



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

※学生は対象外です

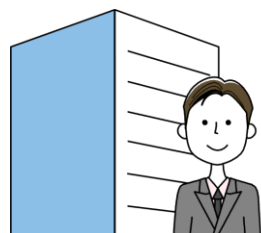
※見直しについては、段階を踏んで実施します

## 短時間労働者の加入要件

# 月額8.8万円以上の要件(賃金要件)を撤廃します

- いわゆる「**年収106万円の壁**」として意識されていることなどを踏まえ、撤廃します。
- 撤廃の時期については、全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて判断します（法律の公布から3年以内）。

## 現在

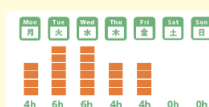


2024年、地域別最低賃金の最低額である  
時給951円で働く人は・・

週20時間

働いても、月収8.2万円

✓ 週の勤務が20時間以上



※残業時間は原則、含みません。

満たす

✓ 給与が月額88,000円以上



※残業代  
・賞与  
・通勤手当

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

満たさない

社会保険に加入しない

最低賃金  
上昇



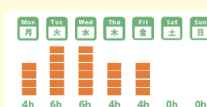
## 賃金要件を撤廃していくイメージ

20XX年、地域別最低賃金の最低額が時給1,016円を上回ると  
どの都道府県においても・・

週20時間

働くと、月収8.8万円

✓ 週の勤務が20時間以上



※残業時間は原則、含みません。

✓ 給与が月額88,000円以上



※残業代  
・賞与  
・通勤手当

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

週20時間働くだけで自動的に  
社会保険に加入

月額8.8万円以上の要件は撤廃

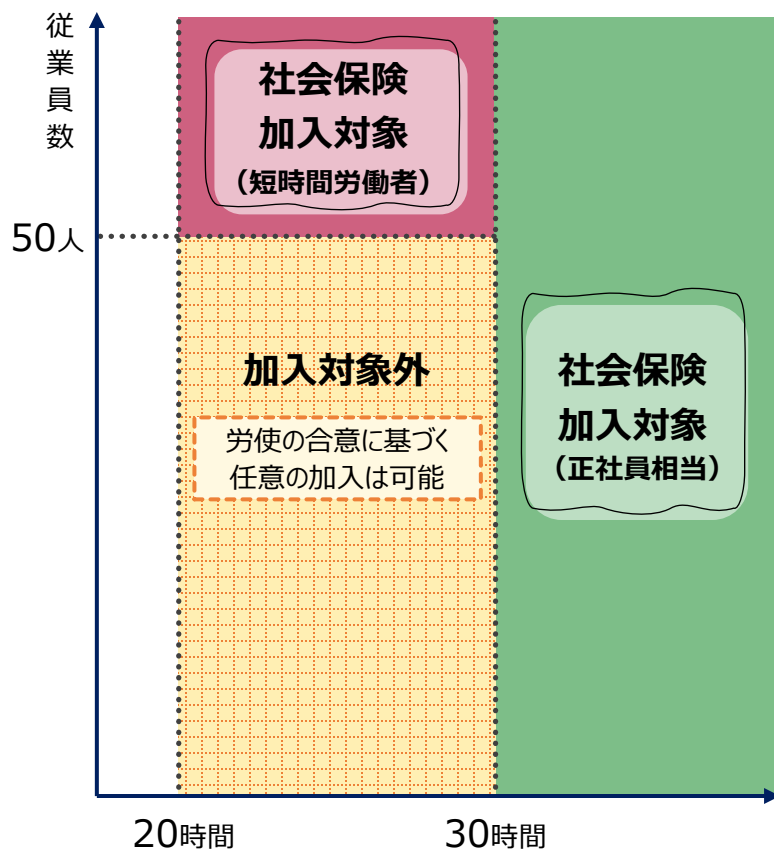
※最低賃金は都道府県ごとに決まっています

短時間労働者の加入要件

## 働く企業の規模にかかわらず加入するようになります

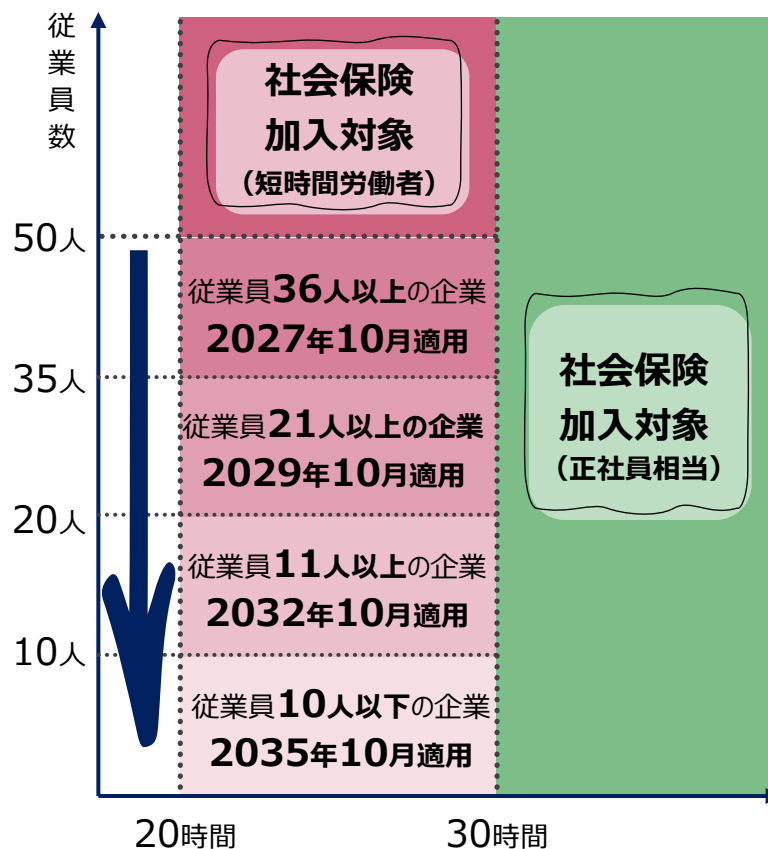
- 企業規模要件については、10年かけて段階的に縮小・撤廃し、短時間労働者が週20時間以上働けば、勤め先にかかわらず社会保険（厚生年金・健康保険）に加入できるようにします。

現在



企業規模要件を撤廃していくイメージ

適用までは、  
労使の合意に  
基づく任意の  
加入を後押し  
していきます



# 社会保険に加入する個人事業所の適用対象を拡大します

- 社会保険（厚生年金・健康保険）の加入する要件をわかりやすくし、  
働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなるようにします。
- 将来の年金の増額など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。

| 現在                                                                                                                            |                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|                                                                                                                               | 個人事業所                                         |
|                                                                                                                               | 常時5人以上の者を使用する事業所      5人未満の事業所                |
| 法律で定める17業種                                                                                                                    | 加入対象      加入対象外                               |
| 上記以外の業種<br>(加入の対象とならない業種)<br>例：農業・林業・漁業、<br>宿泊業、飲食サービス業、<br>洗濯・理美容・浴場業、<br>娯楽業、デザイン業、<br>警備業、ビルメンテナンス業、<br>政治・経済・文化団体、<br>宗教等 | 加入対象外      加入対象外<br>労使の合意により任意で加入<br>(任意包括適用) |

| 個人事業所の加入範囲を拡大していくイメージ |                                                                                      |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | 個人事業所                                                                                |
|                       | 常時5人以上の者を使用する事業所      5人未満の事業所                                                       |
| 全業種                   | 加入対象      加入対象外<br>2029年10月時点で<br>既に存在する事業所<br>当面は加入対象外<br>労使の合意により任意で加入<br>(任意包括適用) |

5人未満の個人事業所や2029年10月施行時に既に存在する事業所に対しては労使の合意に基づく任意の加入を後押ししていきます。

## 社会保険の加入拡大は第1号被保険者にとってもメリットがたくさん！

会社にお勤めの第1号被保険者は保険料を全額自己負担していますが、  
第2号被保険者になると、**会社が半分負担**してくれます。  
さらに、**給付も充実し、厚生年金が支給され、傷病手当金なども受給**できるようになります。

さらに医療保険から傷病手当金・出産手当金を受給できます。

就労条件が変わらずに・・



**厚生年金保険と  
健康保険に加入**

**第2号被保険者**

会社  
12,500円/月

本人  
12,500円/月

保険料負担

**厚生年金(終身)**

**基礎年金(終身)**

給付



**企業規模要件を  
撤廃すると**

50人以下の企業で  
年収130万円、週20時間未満お勤めの方



**国民年金と  
国民健康保険に加入**

**会社にお勤めの  
第1号被保険者**

本人  
23,600円/月

保険料負担

**基礎年金(終身)**

給付

## 社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援します

企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる**短時間労働者**に対し**3年間、事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的・時限的な措置を実施**します。事業主が追加負担した保険料について、国などがその全額を支援します。

### 支援の流れ

- ① まずは、**会社からの申請**が必要です。  
(従業員数50人以下の会社などが対象です。)



- ② 会社が法令で定めた負担割合により労使折半を超えて保険料を多く支払います。その結果、**本人負担分は少なくなります**。(対象：月収12.6万円以下の短時間労働者)



- ③ 会社が多く支払った分は、**国などがその全額を支援**します(最大3年間、3年目は軽減割合を半減)。

### 具体的には

| 年収106万円<br>(月収8.8万円)<br>の場合 | 本来      |
|-----------------------------|---------|
| 負担割合<br>(労働者：使用者)           | 50：50   |
| 本人負担額                       | 12,452円 |
| 事業主負担分                      | 12,452円 |



| 支援策を使うと                   |
|---------------------------|
| 25：75                     |
| 6,226円                    |
| 12,452円<br><b>+6,226円</b> |

国などが全額を支援



この支援で社会保険料の負担が軽減されても、将来の年金額が減ることはありません！

※ 労使合意に基づき任意に社会保険を適用する場合でも上記の支援措置を活用できるようにします。

### 事業主への支援

- 事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。